

第5章 良好な景観の形成に関する施策

5-1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を田辺市景観資源として登録します。

田辺市景観資源は、資源を活用した地域の活性化が促進されるよう広報を行うとともに、地域の景観形成に当たって積極的に活用を図っていきます。

1. 景観重要建造物

(1) 指定の方針

景観計画区域にある田辺市景観資源のうち、地域の自然、歴史・文化、生活等を象徴し、地域住民から親しみをもって大切にされている、あるいは地域の良好な景観形成の規範となっていると認められ、維持・管理の主体が明確であり、今後もその主体による積極的な保全・活用の取組が図られることが見込まれる建造物を景観重要建造物として指定します。



大福院（第1号/2017.7.26指定）

(2) 指定の基準

指定の方針に基づき、以下に示す基準のいずれかに該当し、かつ道路・公園等公共の場所から容易に望見される建造物を景観重要建造物として指定することとします。

指定にあたっては、あらかじめ当該建造物の保全状態等を調査し、建築、造園、歴史文化等の景観関連分野の専門家、市の関係機関から幅広く意見を聞き、田辺市景観審議会が指定の妥当性や適合性を検証した上で、当該建造物の所有者及び管理者の意見を聴取し同意を得るものとします。

また、建造物の所有者からの指定の提案も可能とします。

- 和歌山県・田辺市指定有形文化財建造物及び国登録有形文化財建造物等
- 特定景観形成地域において、地域のシンボルとして市民に認識され、地域の良好な景観形成の規範となると判断した建造物
- 田辺市景観計画区域において、広く市民に親しまれ、形態意匠に地域の歴史・文化が色濃く表れていると判断した建造物

※ 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財に指定又は仮指定された建造物については、現状変更に対し、景観法よりも厳しい規制が課せられていることから、適用の対象外とします。

2. 景観重要樹木

(1) 指定の方針

景観計画区域にある田辺市景観資源のうち、樹容（規模、樹形等）が地域の自然、歴史・文化、生活等を象徴し、地域住民から親しみをもって大切にされている、あるいは道路等公共の場所から望見されるなど景観形成上重要な役割を有していると認められ、維持・管理の主体が明確であり、今後もその主体による積極的な保全・活用の取組が図られることが見込まれる樹木を景観重要樹木として指定します。

(2) 指定の基準

指定の方針に基づき、以下に示す基準のいずれかに該当し、かつ道路・公園等公共の場所から容易に望見される樹木を景観重要樹木として指定することとします。

指定にあたっては、あらかじめ当該樹木の保全状態等を調査し、造園、歴史文化等の景観関連分野の専門家、市の関係機関から幅広く意見を聞き、田辺市景観審議会が指定の妥当性や適合性を検証した上で、当該樹木の所有者及び管理者の意見を聴取し同意を得るものとします。

また、樹木の所有者からの指定の提案も可能とします。

- 和歌山県・田辺市指定史跡名勝天然記念物に指定等されている樹木等
- 特定景観形成地域において、地域のシンボルとして市民に認識され、地域の良好な景観形成の規範となると判断した樹木
- 田辺市景観計画区域において、広く市民に親しまれ、一定の樹齢を満たし、歴史・文化的価値があると判断した樹木

※ 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された樹木については、景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられていることから、適用の対象外とします。

5-2 公共施設等の整備に関する事項

1. 公共事業の実施方針

本市は、景観計画区域内（市域全域）で公共施設の整備や公共建築物の建築等の公共事業を実施するにあたり、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第9条第1項に規定する公共事業景観形成指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を遵守します。

また、国や県が行う公共事業や公益的な組織が行う公共性の高い事業についても、公共事業景観形成指針に沿った事業の実施を働きかけていきます。

なお、県が定める公共事業についての方針は以下のとおりです。

① 地域の景観形成の先導的役割を果たす

公共事業では規模が大きく不特定多数の人が利用する施設を整備することが多いことから、地域の景観に対して与える影響が大きいです。このため、地域の景観形成において先導的な役割を果たすよう、質の高い良好な施設の整備を行うものとする。

② 風土や歴史、文化など地域の景観形成の文脈に配慮する

地域の風土や歴史、文化など地域の景観形成の文脈を継承しながら、地域に固有の景観形成を推進するよう整備を行うものとする。なお、歴史や地域の文化が息づく景観を有する特定景観形成地域においては、特段の配慮を行うものとする。

③ 自然との共生や生態系の保全などに配慮する

森林、河川、海などの自然環境に過大な負荷を与えないよう配慮するとともに、生態系の保全に配慮した整備を行うものとする。なお、骨格となる自然景観を有する特定景観形成地域においては、特段の配慮を行うものとする。

④ 機能性ととも安全性や快適性の確保に配慮する

必要な機能性を満たすことはもちろん、安全性や快適性の確保などにも配慮したユニバーサルデザインの施設整備を行うものとする。

⑤ 適切な維持管理により良好な景観ストックを蓄積する

整備後の施設の適切な維持管理を行うことにより、地域の良好な景観ストックとして蓄積していくものとする。

⑥ 関連事業との整合性の確保と相乗効果を目指す

他の公共事業や民間事業など、関連のある事業との連絡調整を十分に行うことにより、全体としての景観の整合性を確保するとともに、景観形成における相乗効果を高めていくことを目指す。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な景観の形成において重要な構成要素となる公共施設や、その整備が地域の景観形成に与える影響が大きい公共施設を景観重要公共施設に位置づけます。また、景観重要公共施設の整備や多面的な活用等の方針、占用等の許可の基準を定め、良好な景観の形成を図っていきます。

(1) 景観重要公共施設の位置づけ

以下に示す選定の考え方と市民・地域住民の意向を参考に、候補となる公共施設を抽出し、田辺市景観審議会における各分野の専門家の意見や、市民・地域住民の意向を参考に候補施設を選定し、施設管理者等との協議を踏まえて景観重要公共施設に位置づけます。

	主な選定基準
道路等	<input type="checkbox"/> 本市の都市構造において骨格軸を成し、その沿道の土地利用や都市機能・施設立地等に対し、街並み景観の形成を促す景観形成軸として機能し、かつ道路施設・空間としても沿道に形成される街並みに配慮した整備を図るべき道路・区間 <input type="checkbox"/> 熊野参詣道の経路において、歴史的資産や街道の趣を残し、沿道の地区において住民等の主体的な景観まちづくりを促す景観形成軸として機能し、その歴史的な風致に配慮した整備を図るべき道路・区間 <input type="checkbox"/> 薪炭林と梅林がつくる独特の美しい里山景観と調和し、その整備によって良好な景観を形成する道路・区間
公園・緑地	<input type="checkbox"/> 背景となる海岸や山並みなどの自然的景観と一体的な眺望景観を形成する、または街並みと調和した緑豊かな都市景観を形成する公園・緑地 <input type="checkbox"/> 本市の歴史的・文化的な資源に隣接し、その風致を保全する豊かな緑、または開かれた空間を有する公園・緑地
河川・水路等	<input type="checkbox"/> 本市の主要な自然環境軸を成し、対岸や当該河川に架かる橋梁からの視対象として、沿川の街並みや背後の山並みと一体的に良好な景観を形成する河川・区間 <input type="checkbox"/> 薪炭林と梅林がつくる独特の美しい里山景観において、機能的な必要性にとどまらず、農業の風景において重要な構成要素となる用水路・ため池

(2) 景観重要公共施設の整備・活用等の方針

景観重要公共施設の整備にあたっては、和歌山県公共事業景観形成指針を踏まえ、以下の方針に基づくものとします。

i) 道路等（道路、橋梁、高架橋等）

景観重要公共施設に位置づけた道路については、市と当該道路の管理者、沿道住民等で組織した協議会で沿道の土地利用や建築等の行為を含めた景観形成の方針を定め、まちづくり（沿道建築物等の形態意匠の整備基準の設定）と一体的に、舗装の美装化や街路樹、ストリートファニチャー等の整備に努めます。

また、歴史的・文化的風致の保全・活用の必要性が高い道路については、電線共同溝整備道路に指定するなど、歴史的な街並みに配慮した電柱地中化に取り組みます。

さらに、沿道の街並みなど周辺景観との調和を図りつつ、民間等の第三者による道路空間の多面的な活用がなされるよう、良好な景観形成を踏まえた道路占用の基準設定を検討します。

ii) 公園・緑地

景観重要公共施設に位置づけた都市公園や都市緑地については、緑豊かな市街地景観の形成に向け、緑化の推進・保全に取り組むとともに、造成等の土地の形質変更や建造物等の設置については、周辺の街なみ景観の特性等を踏まえた形態・意匠とするよう努めます。

また、民間等の第三者による多面的な活用にも対応できるよう、周辺景観との調和した都市公園占用許可の基準設定を検討します。

iii) 河川・水路等

景観重要公共施設に位置づけた河川や水路については、沿川等に形成される街並みとの調和に配慮した整備や管理に取り組みます。

また、特に地域資源を活用したまち歩きなど、観光・交流促進が取り組まれている場所では、これら地域の活動主体と協議し、整備の方針、指針を定めるものとします。

5-3 景観農業振興地域整備計画の策定

市内の農業地域では、豊かな自然や独特の気候・風土に適した形で営まれた農林業によってその景観がつくられてきました。

地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する視点、あるいは地域の良好な農村景観を活かした地域の活性化を図る視点から、農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要があると認める場合は、予め景観農業振興地域整備計画を策定するものとします。

また、農山村地域は、食料等の供給をはじめ、水源のかん養や森林の保全、文化の伝承など多面的な機能を果たしていることから、それら機能の維持にも配慮するものとします。